

別表第 1

禁止行為	禁止を解除することができる場所	解除の対象となる行為	解除の条件
喫	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等の舞台部	演劇等において、喫煙することが重要な演技である場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 専用の吸殻容器が設けられていること。 2 危険物品の持ち込みがされていないこと。 3 幕類及び大道具が防災処理されていること。 4 消火器（能力単位が、A-3、B-7以上とする。以下同じ。）が喫煙場所ごとに付加設置されていること。 5 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。
煙	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場又は展示部分	入場者、利用者等の休憩場所又は商談若しくは接待の場所に喫煙所を設ける場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 繊維製品等の易燃性物品から5メートル以上離れていること。ただし、高さ1.2メートル以上の不燃材料で造った壁（囲い、つい立等も含む）に面する側を除く。 2 入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生じるおそれがないこと。 3 危険物品の持ち込み場所から10メートル以上離れていること。 4 必要な数の吸殻容器が設けられていること。 5 消火器が喫煙場所ごとに付加設置されていること。 6 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。